

砺波市地域防災計画（原子力災害編）新旧対照表

旧	新	備考
<p>第1章 （略）</p> <p>第2章 原子力災害事前対策 第1節～第8節 （略） 第9節 業務継続計画（BCP）の策定</p> <p>市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。</p> <p>（略） （追加）</p>	<p>第1章 （略）</p> <p>第2章 原子力災害事前対策 第1節～第8節 （略） 第9節 業務継続体制の確保</p> <p>市は、<u>大規模</u>災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の<u>円滑な</u>継続のため、<u>業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めることを目的として、砺波市業務継続計画（BCP）（以下「業務継続計画」という。）を策定したことにより、状況に応じてこの計画の運用を図り、実効性のある業務継続性の確保を図る。</u></p> <p>（略）</p> <p><u>市は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</u></p>	<p>業務継続計画策定に伴う修正</p> <p>県地域防災計画改定に伴う修正</p>

砺波市地域防災計画（原子力災害編）新旧対照表

旧		新		備考																														
<p>第3章 原子力災害応急対策</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>第1 市の活動体制</p> <p>1 災害対策本部等の設置基準及び動員体制</p>		<p>第3章 原子力災害応急対策</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>第1 市の活動体制</p> <p>1 災害対策本部等の設置基準及び動員体制</p>		<p>業務継続計画策定に伴う修正</p>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備基準</th> <th colspan="2">職員配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常配備 (警戒体制)</td> <td>                     ① 石川県において、震度6弱以上の地震が発生したとき。                      ② 石川県において、大津波警報が発令されたとき。                      ③ 原子力規制委員会原子力事故警戒本部が設置されたとき（緊急事態区分の「警戒事態」に相当する事象が発生した場合）。                      ④ 発電所に事故が発生し、警戒体制をとる必要があると市長が認めたとき。                      ⑤ その他市長が必要と認めたとき。                 </td> <td>                     総務課長                      危機管理係長                      危機管理係 行政係職員                      企画調整課・生活環境課                      健康センター・総合病院                      地域振興課                      ※必要に応じ関係各部局へ連絡                      特に関係のある部課の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。                      状況によって速やかに第2非常配備に移行できる体制とする。                 </td> <td>                     最低4名体制                       最低1名体制                 </td> </tr> <tr> <td>第2非常配備 (災害警戒本部)</td> <td>                     ① 施設敷地緊急事態発生時の通報・連絡を受けたとき。                      ② 県のモニタリングポスト等で施設敷地緊急事態発生に該当する放射線量を観測したとき。                      ③ その他市長が必要と認めたとき。                 </td> <td>                     災害警戒本部の設置                      企画総務部長、総務課長                      総務課行政係、危機管理係                      情報政策班全員                      企画調整課 財政課 社会福祉課                      高齢介護課 健康センター 総合病院                      生活環境課 商工観光課 農業振興課                      農地林務課 土木課 都市整備課                      上下水道課 地域振興課 教育総務課                      施設課 こども課 生涯学習・スポーツ課 消防署                      ※ 災害応急対策に関係ある各部課の所要人員により、情報収集連絡活動及び応急措置を実施し、状況によって、第3非常配備に直ちに切り換えることができる体制とする。                 </td> <td>                     各課等                      2名                      以上                 </td> </tr> <tr> <td>第3非常配備 (災害対策本部)</td> <td>                     ① 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。                      ② その他市長が必要と認めたとき。                 </td> <td>                     災害対策本部の設置                      災害復旧対策の万全を期するため職員及び防災関係者は全員待機し、事態に即応した業務に従事する。                 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備基準	職員配備体制		第1非常配備 (警戒体制)	① 石川県において、震度6弱以上の地震が発生したとき。 ② 石川県において、大津波警報が発令されたとき。 ③ 原子力規制委員会原子力事故警戒本部が設置されたとき（緊急事態区分の「警戒事態」に相当する事象が発生した場合）。 ④ 発電所に事故が発生し、警戒体制をとる必要があると市長が認めたとき。 ⑤ その他市長が必要と認めたとき。	総務課長 危機管理係長 危機管理係 行政係職員 企画調整課・生活環境課 健康センター・総合病院 地域振興課 ※必要に応じ関係各部局へ連絡 特に関係のある部課の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。 状況によって速やかに第2非常配備に移行できる体制とする。	最低4名体制  最低1名体制	第2非常配備 (災害警戒本部)	① 施設敷地緊急事態発生時の通報・連絡を受けたとき。 ② 県のモニタリングポスト等で施設敷地緊急事態発生に該当する放射線量を観測したとき。 ③ その他市長が必要と認めたとき。	災害警戒本部の設置 企画総務部長、総務課長 総務課行政係、危機管理係 情報政策班全員 企画調整課 財政課 社会福祉課 高齢介護課 健康センター 総合病院 生活環境課 商工観光課 農業振興課 農地林務課 土木課 都市整備課 上下水道課 地域振興課 教育総務課 施設課 こども課 生涯学習・スポーツ課 消防署 ※ 災害応急対策に関係ある各部課の所要人員により、情報収集連絡活動及び応急措置を実施し、状況によって、第3非常配備に直ちに切り換えることができる体制とする。	各課等 2名 以上	第3非常配備 (災害対策本部)	① 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。 ② その他市長が必要と認めたとき。	災害対策本部の設置 災害復旧対策の万全を期するため職員及び防災関係者は全員待機し、事態に即応した業務に従事する。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備基準</th> <th colspan="2">職員配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常配備 (警戒体制)</td> <td>                     ① 石川県において、震度6弱以上の地震が発生したとき。                      ② 石川県において、大津波警報が発令されたとき                      ③ 原子力規制委員会原子力事故警戒本部が設置されたとき（緊急事態区分の「警戒事態」に相当する事象が発生した場合）。                      ④ 発電所に事故が発生し、警戒体制をとる必要があると市長が認めたとき。                      ⑤ その他市長が必要と認めたとき。                 </td> <td>                     総務課長                      総務課職員                      企画調整課 健康センター                      地域振興課 総合病院                      ※ 必要に応じ関係各部局へ連絡                      特に関係のある部課の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。                      状況によって速やかに第2非常配備に移行できる体制とする。                 </td> <td>                     最低4名体制                       最低1名体制                 </td> </tr> <tr> <td>第2非常配備 (災害警戒本部)</td> <td>                     ① 施設敷地緊急事態発生時の通報・連絡を受けたとき。                      ② 県のモニタリングポスト等で施設敷地緊急事態発生に該当する放射線量を観測したとき。                      ③ その他市長が必要と認めたとき。                 </td> <td>                     災害警戒本部の設置                      企画総務部長、総務課長、<u>総務課全員</u>                      企画調整課 財政課 <u>税務課</u>                      社会福祉課 高齢介護課                      地域包括支援センター 健康センター                      市民課 生活環境課 商工観光課                      農業振興課 農地林務課 土木課                      都市整備課 上下水道課 地域振興課                      会計課 教育総務課 施設課                      こども課 生涯学習・スポーツ課                      監査事務局・議会事務局 消防署                      総合病院                      ※ 災害応急対策に関係ある各部課の所要人員により、情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施し、状況によって、直ちに第3非常配備に切り換えることができる体制とする。                 </td> <td>                     各課等                      2名                      以上                 </td> </tr> <tr> <td>第3非常配備 (災害対策本部)</td> <td>                     ① 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。                      ② その他市長が必要と認めたとき                 </td> <td>                     災害対策本部の設置                      ◎<u>全職員</u>                      ※ 災害応急対策等の万全を期するため直ちに全職員が登庁し、情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施する。                 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備基準	職員配備体制		第1非常配備 (警戒体制)	① 石川県において、震度6弱以上の地震が発生したとき。 ② 石川県において、大津波警報が発令されたとき ③ 原子力規制委員会原子力事故警戒本部が設置されたとき（緊急事態区分の「警戒事態」に相当する事象が発生した場合）。 ④ 発電所に事故が発生し、警戒体制をとる必要があると市長が認めたとき。 ⑤ その他市長が必要と認めたとき。	総務課長 総務課職員 企画調整課 健康センター 地域振興課 総合病院 ※ 必要に応じ関係各部局へ連絡 特に関係のある部課の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。 状況によって速やかに第2非常配備に移行できる体制とする。	最低4名体制  最低1名体制	第2非常配備 (災害警戒本部)	① 施設敷地緊急事態発生時の通報・連絡を受けたとき。 ② 県のモニタリングポスト等で施設敷地緊急事態発生に該当する放射線量を観測したとき。 ③ その他市長が必要と認めたとき。	災害警戒本部の設置 企画総務部長、総務課長、 <u>総務課全員</u> 企画調整課 財政課 <u>税務課</u> 社会福祉課 高齢介護課 地域包括支援センター 健康センター 市民課 生活環境課 商工観光課 農業振興課 農地林務課 土木課 都市整備課 上下水道課 地域振興課 会計課 教育総務課 施設課 こども課 生涯学習・スポーツ課 監査事務局・議会事務局 消防署 総合病院 ※ 災害応急対策に関係ある各部課の所要人員により、情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施し、状況によって、直ちに第3非常配備に切り換えることができる体制とする。	各課等 2名 以上	第3非常配備 (災害対策本部)	① 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。 ② その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部の設置 ◎ <u>全職員</u> ※ 災害応急対策等の万全を期するため直ちに全職員が登庁し、情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施する。		
種別	配備基準	職員配備体制																																
第1非常配備 (警戒体制)	① 石川県において、震度6弱以上の地震が発生したとき。 ② 石川県において、大津波警報が発令されたとき。 ③ 原子力規制委員会原子力事故警戒本部が設置されたとき（緊急事態区分の「警戒事態」に相当する事象が発生した場合）。 ④ 発電所に事故が発生し、警戒体制をとる必要があると市長が認めたとき。 ⑤ その他市長が必要と認めたとき。	総務課長 危機管理係長 危機管理係 行政係職員 企画調整課・生活環境課 健康センター・総合病院 地域振興課 ※必要に応じ関係各部局へ連絡 特に関係のある部課の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。 状況によって速やかに第2非常配備に移行できる体制とする。	最低4名体制  最低1名体制																															
第2非常配備 (災害警戒本部)	① 施設敷地緊急事態発生時の通報・連絡を受けたとき。 ② 県のモニタリングポスト等で施設敷地緊急事態発生に該当する放射線量を観測したとき。 ③ その他市長が必要と認めたとき。	災害警戒本部の設置 企画総務部長、総務課長 総務課行政係、危機管理係 情報政策班全員 企画調整課 財政課 社会福祉課 高齢介護課 健康センター 総合病院 生活環境課 商工観光課 農業振興課 農地林務課 土木課 都市整備課 上下水道課 地域振興課 教育総務課 施設課 こども課 生涯学習・スポーツ課 消防署 ※ 災害応急対策に関係ある各部課の所要人員により、情報収集連絡活動及び応急措置を実施し、状況によって、第3非常配備に直ちに切り換えることができる体制とする。	各課等 2名 以上																															
第3非常配備 (災害対策本部)	① 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。 ② その他市長が必要と認めたとき。	災害対策本部の設置 災害復旧対策の万全を期するため職員及び防災関係者は全員待機し、事態に即応した業務に従事する。																																
種別	配備基準	職員配備体制																																
第1非常配備 (警戒体制)	① 石川県において、震度6弱以上の地震が発生したとき。 ② 石川県において、大津波警報が発令されたとき ③ 原子力規制委員会原子力事故警戒本部が設置されたとき（緊急事態区分の「警戒事態」に相当する事象が発生した場合）。 ④ 発電所に事故が発生し、警戒体制をとる必要があると市長が認めたとき。 ⑤ その他市長が必要と認めたとき。	総務課長 総務課職員 企画調整課 健康センター 地域振興課 総合病院 ※ 必要に応じ関係各部局へ連絡 特に関係のある部課の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。 状況によって速やかに第2非常配備に移行できる体制とする。	最低4名体制  最低1名体制																															
第2非常配備 (災害警戒本部)	① 施設敷地緊急事態発生時の通報・連絡を受けたとき。 ② 県のモニタリングポスト等で施設敷地緊急事態発生に該当する放射線量を観測したとき。 ③ その他市長が必要と認めたとき。	災害警戒本部の設置 企画総務部長、総務課長、 <u>総務課全員</u> 企画調整課 財政課 <u>税務課</u> 社会福祉課 高齢介護課 地域包括支援センター 健康センター 市民課 生活環境課 商工観光課 農業振興課 農地林務課 土木課 都市整備課 上下水道課 地域振興課 会計課 教育総務課 施設課 こども課 生涯学習・スポーツ課 監査事務局・議会事務局 消防署 総合病院 ※ 災害応急対策に関係ある各部課の所要人員により、情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施し、状況によって、直ちに第3非常配備に切り換えることができる体制とする。	各課等 2名 以上																															
第3非常配備 (災害対策本部)	① 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。 ② その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部の設置 ◎ <u>全職員</u> ※ 災害応急対策等の万全を期するため直ちに全職員が登庁し、情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施する。																																

砺波市地域防災計画（原子力災害編）新旧対照表

旧		新		備考																																																															
<p>2 災害対策本部等の設置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第2非常配備（災害警戒本部）</p> <p>ア 第2非常配備</p> <p>(略)</p> <p>○ 災害警戒本部各班の編成分掌事務</p>		<p>2 災害対策本部等の設置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第2非常配備（災害警戒本部）</p> <p>ア 第2非常配備</p> <p>(略)</p> <p>○ 災害警戒本部各班の編成分掌事務</p>		業務継続計画策定に伴う修正																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>班名 ◎班長担当職 所属班員</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各部・各班共通事項</td> <td></td> <td>1 庁舎内、施設の安全確保 2 災害関係情報の収集に関する事 3 各班の調整連絡に関する事</td> </tr> <tr> <td>災害警戒情報班</td> <td>企画情報班 ◎企画調整課長 企画調整課職員 情報政策班</td> <td>1 災害警戒本部の広報に関する事 2 班内の災害対策の総括及び連絡調整に関する事 3 市民への情報提供に関する事 4 自治会・町内会の連絡調整及び支援に関する事 5 報道機関を通じた住民への情報提供に関する事</td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td>総務班 ◎総務課長 総務課行政係 危機管理係 議会事務局職員 監査事務局職員</td> <td>1 災害警戒本部の設置、運営に関する事 2 発電所及び原子力災害の状況把握に関する事 3 気象情報の収集、伝達に関する事 4 県との連絡調整に関する事 5 職員の動員の準備に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>財政班 ◎財政課長 財政課職員</td> <td>1 市有自動車（乗用）の配備に関する事 2 班内の災害対策の総括及び連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害救助・ボランティア支援班 社会福祉課長 社会福祉課職員 高齢介護課職員 地域包括支援センター職員</td> <td>1 災害救助活動の総括に関する事 2 社会福祉施設の状況把握に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保健班 健康センター所長 健康センター職員 関係出先機関職員</td> <td>1 スクリーニング体制の準備に関する事 2 安定ヨウ素剤に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	班名	班名 ◎班長担当職 所属班員	分掌事務		各部・各班共通事項		1 庁舎内、施設の安全確保 2 災害関係情報の収集に関する事 3 各班の調整連絡に関する事	災害警戒情報班	企画情報班 ◎企画調整課長 企画調整課職員 情報政策班	1 災害警戒本部の広報に関する事 2 班内の災害対策の総括及び連絡調整に関する事 3 市民への情報提供に関する事 4 自治会・町内会の連絡調整及び支援に関する事 5 報道機関を通じた住民への情報提供に関する事	総務班	総務班 ◎総務課長 総務課行政係 危機管理係 議会事務局職員 監査事務局職員	1 災害警戒本部の設置、運営に関する事 2 発電所及び原子力災害の状況把握に関する事 3 気象情報の収集、伝達に関する事 4 県との連絡調整に関する事 5 職員の動員の準備に関する事		財政班 ◎財政課長 財政課職員	1 市有自動車（乗用）の配備に関する事 2 班内の災害対策の総括及び連絡調整に関する事		(追加)	(追加)		(追加)	(追加)		(追加)	(追加)		災害救助・ボランティア支援班 社会福祉課長 社会福祉課職員 高齢介護課職員 地域包括支援センター職員	1 災害救助活動の総括に関する事 2 社会福祉施設の状況把握に関する事		保健班 健康センター所長 健康センター職員 関係出先機関職員	1 スクリーニング体制の準備に関する事 2 安定ヨウ素剤に関する事		(追加)	(追加)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>班名 ◎班長担当職 所属班員</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各班共通事項</td> <td></td> <td>1 庁舎内、施設の安全確保及び公印、公用車の管理に関する事 2 災害関係情報の収集・報告に関する事 3 職員の安否確認及び各班(課)の調整連絡に関する事</td> </tr> <tr> <td>災害警戒情報班</td> <td>企画情報班 ◎企画調整課長 企画調整課職員</td> <td>1 災害警戒本部の広報に関する事 2 班内の災害対策の総括及び連絡調整に関する事 3 市民への情報提供に関する事 4 自治会・町内会の連絡調整及び支援に関する事 5 報道機関を通じた住民への情報提供に関する事</td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td>総務班 ◎総務課長 総務課職員 議会事務局職員 監査事務局職員</td> <td>1 災害警戒本部の設置、運営に関する事 2 発電所及び原子力災害の状況把握に関する事 3 気象情報の収集、伝達に関する事 4 県との連絡調整に関する事 5 職員の動員の準備に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>財政班 ◎財政課長 財政課職員</td> <td>1 市有自動車（乗用）の配備に関する事 2 班内の災害対策の総括及び連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>税務班 税務課職員</td> <td>1 各班の応援に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会計班 会計課職員</td> <td>1 義援金の出納及び保管に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>応急物資支援班 税務課職員 地域振興課職員</td> <td>1 義援物品の出納及び保管に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害救助・ボランティア支援班 (削除) 社会福祉課職員 高齢介護課職員 地域包括支援センター職員</td> <td>1 災害救助活動の総括に関する事 2 社会福祉施設の状況把握に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保健班 (削除) 健康センター職員 (削除)</td> <td>1 スクリーニング体制の準備に関する事 2 安定ヨウ素剤に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市民班 市民課職員</td> <td>1 被災者の総合相談に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	班名	班名 ◎班長担当職 所属班員	分掌事務	各班共通事項		1 庁舎内、施設の安全確保及び公印、公用車の管理に関する事 2 災害関係情報の収集・報告に関する事 3 職員の安否確認及び各班(課)の調整連絡に関する事	災害警戒情報班	企画情報班 ◎企画調整課長 企画調整課職員	1 災害警戒本部の広報に関する事 2 班内の災害対策の総括及び連絡調整に関する事 3 市民への情報提供に関する事 4 自治会・町内会の連絡調整及び支援に関する事 5 報道機関を通じた住民への情報提供に関する事	総務班	総務班 ◎総務課長 総務課職員 議会事務局職員 監査事務局職員	1 災害警戒本部の設置、運営に関する事 2 発電所及び原子力災害の状況把握に関する事 3 気象情報の収集、伝達に関する事 4 県との連絡調整に関する事 5 職員の動員の準備に関する事		財政班 ◎財政課長 財政課職員	1 市有自動車（乗用）の配備に関する事 2 班内の災害対策の総括及び連絡調整に関する事		税務班 税務課職員	1 各班の応援に関する事		会計班 会計課職員	1 義援金の出納及び保管に関する事		応急物資支援班 税務課職員 地域振興課職員	1 義援物品の出納及び保管に関する事		災害救助・ボランティア支援班 (削除) 社会福祉課職員 高齢介護課職員 地域包括支援センター職員	1 災害救助活動の総括に関する事 2 社会福祉施設の状況把握に関する事		保健班 (削除) 健康センター職員 (削除)	1 スクリーニング体制の準備に関する事 2 安定ヨウ素剤に関する事		市民班 市民課職員
班名	班名 ◎班長担当職 所属班員	分掌事務																																																																	
各部・各班共通事項		1 庁舎内、施設の安全確保 2 災害関係情報の収集に関する事 3 各班の調整連絡に関する事																																																																	
災害警戒情報班	企画情報班 ◎企画調整課長 企画調整課職員 情報政策班	1 災害警戒本部の広報に関する事 2 班内の災害対策の総括及び連絡調整に関する事 3 市民への情報提供に関する事 4 自治会・町内会の連絡調整及び支援に関する事 5 報道機関を通じた住民への情報提供に関する事																																																																	
総務班	総務班 ◎総務課長 総務課行政係 危機管理係 議会事務局職員 監査事務局職員	1 災害警戒本部の設置、運営に関する事 2 発電所及び原子力災害の状況把握に関する事 3 気象情報の収集、伝達に関する事 4 県との連絡調整に関する事 5 職員の動員の準備に関する事																																																																	
	財政班 ◎財政課長 財政課職員	1 市有自動車（乗用）の配備に関する事 2 班内の災害対策の総括及び連絡調整に関する事																																																																	
	(追加)	(追加)																																																																	
	(追加)	(追加)																																																																	
	(追加)	(追加)																																																																	
	災害救助・ボランティア支援班 社会福祉課長 社会福祉課職員 高齢介護課職員 地域包括支援センター職員	1 災害救助活動の総括に関する事 2 社会福祉施設の状況把握に関する事																																																																	
	保健班 健康センター所長 健康センター職員 関係出先機関職員	1 スクリーニング体制の準備に関する事 2 安定ヨウ素剤に関する事																																																																	
	(追加)	(追加)																																																																	
班名	班名 ◎班長担当職 所属班員	分掌事務																																																																	
各班共通事項		1 庁舎内、施設の安全確保及び公印、公用車の管理に関する事 2 災害関係情報の収集・報告に関する事 3 職員の安否確認及び各班(課)の調整連絡に関する事																																																																	
災害警戒情報班	企画情報班 ◎企画調整課長 企画調整課職員	1 災害警戒本部の広報に関する事 2 班内の災害対策の総括及び連絡調整に関する事 3 市民への情報提供に関する事 4 自治会・町内会の連絡調整及び支援に関する事 5 報道機関を通じた住民への情報提供に関する事																																																																	
総務班	総務班 ◎総務課長 総務課職員 議会事務局職員 監査事務局職員	1 災害警戒本部の設置、運営に関する事 2 発電所及び原子力災害の状況把握に関する事 3 気象情報の収集、伝達に関する事 4 県との連絡調整に関する事 5 職員の動員の準備に関する事																																																																	
	財政班 ◎財政課長 財政課職員	1 市有自動車（乗用）の配備に関する事 2 班内の災害対策の総括及び連絡調整に関する事																																																																	
	税務班 税務課職員	1 各班の応援に関する事																																																																	
	会計班 会計課職員	1 義援金の出納及び保管に関する事																																																																	
	応急物資支援班 税務課職員 地域振興課職員	1 義援物品の出納及び保管に関する事																																																																	
	災害救助・ボランティア支援班 (削除) 社会福祉課職員 高齢介護課職員 地域包括支援センター職員	1 災害救助活動の総括に関する事 2 社会福祉施設の状況把握に関する事																																																																	
	保健班 (削除) 健康センター職員 (削除)	1 スクリーニング体制の準備に関する事 2 安定ヨウ素剤に関する事																																																																	
	市民班 市民課職員	1 被災者の総合相談に関する事																																																																	

砺波市地域防災計画（原子力災害編）新旧対照表

旧		新		備考	
災害警戒対策班	生活環境班 生活環境課長 生活環境課職員	1 生活環境対策の総括に関する事 2 スクリーニング体制に関する事	生活環境班 <del>(削除)</del> 生活環境課職員	1 生活環境対策の総括に関する事 2 スクリーニング体制に関する事	
	商工班 商工観光課長 商工観光課職員 関係法人派遣職員	1 観光客の原子力災害応急対策に関する事	商工班 <del>(削除)</del> 商工観光課職員 <del>(削除)</del>	1 観光客の原子力災害応急対策に関する事	
	農林班 農業振興課長 農業振興課職員 農地林務課職員 農業委員会職員 関係法人派遣職員	1 農林水産関係の災害対策の総括に関する事	農林班 <del>(削除)</del> 農業振興課職員 農地林務課職員 農業委員会職員 <del>(削除)</del>	1 農林水産関係の災害対策の総括に関する事	
	土木班 土木課長 土木課職員	1 道路状況の把握に関する事	土木班 <del>(削除)</del> 土木課職員	1 道路状況の把握に関する事	
	住宅公園班 都市整備課長 都市整備課職員	1 避難所の開設及び運営に関する事	住宅公園班 <del>(削除)</del> 都市整備課職員	1 避難所の開設及び運営に関する事	
	上下水道班 上下水道課長 上下水道課職員	1 上水の汚染対策の準備に関する事	上下水道班 <del>(削除)</del> 上下水道課職員	1 上水の汚染対策の準備に関する事	
	庄川支所班 地域振興課長 地域振興課振興係職員	1 管内の災害応急対策に関する事 2 管内の災害情報の収集、伝達に関する事	庄川支所班 <del>(削除)</del> 地域振興課職員	1 管内の災害応急対策に関する事 2 管内の災害情報の収集、伝達に関する事	
	学務班 教育総務課長 教育総務課職員 (追加) こども課職員 関係法人派遣職員 関係出先機関職員	1 小中学校等における児童及び生徒等の状況把握に関する事	学務班 <del>(削除)</del> 教育総務課職員 施設課職員 こども課職員 <del>(削除)</del> 関係出先機関職員	1 小中学校等における児童及び生徒等の状況把握に関する事	
	社会教育班 生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課職員 関係出先機関職員	1 所管施設における避難所の開設及び運営の準備に関する事	社会教育班 <del>(削除)</del> 生涯学習・スポーツ課職員 <del>(削除)</del>	1 所管施設における避難所の開設及び運営の準備に関する事	
	救護班 総合病院総務課長 総合病院職員	1 緊急被ばく医療への協力に関する事 2 医療機関との連絡調整に関する事 3 安定ヨウ素剤に関する事	医療班 <del>(削除)</del> 総合病院職員	1 緊急被ばく医療への協力に関する事 2 医療機関との連絡調整に関する事 3 安定ヨウ素剤に関する事	
消防班	消防班 砺波消防署第一課長 砺波消防署職員	1 避難誘導に関する事。 2 班内の災害対策の総括及び連絡調整に関する事	消防班 消防班 ◎砺波消防署第一課長 砺波消防署職員	1 避難誘導に関する事 2 班内の災害対策の総括及び連絡調整に関する事	

イ (略)

砺波市地域防災計画（原子力災害編）新旧対照表

旧			新			備考
(3) 第3非常配備 (略) ○ 災害対策本部各部の編成分掌事務			(3) 第3非常配備 (略) ○ 災害対策本部各部の編成分掌事務			業務継続計画策定に伴う修正
各部・各班共通事項		1 庁舎内、施設の安全確保 2 災害関係情報の収集に関する事 3 <u>被害状況調査及び復命に関する事</u> 4 各部、各班の調整連絡に関する事	各部共通事項		1 庁舎内、施設の安全確保及び公印、公用車の管理に 関すること 2 災害関係情報の収集・報告に関する事 (削除) 3 <u>職員の安否確認及び各部、各班(課)の調整連絡に</u> 関すること	
企画総務部 企画総務部 長	企画情報班 ◎企画調整課長 企画調整課職員	1 外国人の原子力災害応急対策に関する事 2 広報及び広聴に関する事 3 自治会・町内会の連絡調整及び支援に関する事 4 報道機関を通じた住民への情報提供に関する事	企画総務部 企画総務部 長	企画情報班 ◎企画調整課長 企画調整課職員	1 外国人の原子力災害応急対策に関する事 2 広報及び広聴に関する事 3 自治会・町内会の連絡調整及び支援に関する事 4 報道機関を通じた住民への情報提供に関する事	
	総務班 ◎総務課長 総務課職員 議会事務局職員 監査事務局職員	1 災害対策本部の設置、運営に関する事 2 発電所及び原子力災害の状況把握に関する事 3 気象情報の収集、伝達に関する事 4 県との連絡調整に関する事 5 災害時における通信の確保に関する事 6 職員の動員に関する事 7 職員の健康管理に関する事(被ばく管理) 8 災害従事職員の公務災害に関する事 9 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する こと 10 緊急輸送の確保に関する事 11 その他各部に属しないこと		総務班 ◎総務課長 総務課職員 議会事務局職員 監査事務局職員	1 災害対策本部の設置、運営に関する事 2 発電所及び原子力災害の状況把握に関する事 3 気象情報の収集、伝達に関する事 4 県との連絡調整に関する事 5 災害時における通信の確保に関する事 6 職員の動員に関する事 7 職員の健康管理に関する事(被ばく管理) 8 災害従事職員の公務災害に関する事 9 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する こと 10 緊急輸送の確保に関する事 11 その他各部に属しないこと	
	財政班 ◎財政課長 財政課職員	1 災害対策用物資の購入等の契約に関する事 2 市有自動車(乗用)の配備に関する事 3 人員、物資の輸送に関する事		財政班 ◎財政課長 財政課職員	1 災害対策用物資の購入等の契約に関する事 2 市有自動車(乗用)の配備に関する事 3 人員、物資の輸送に関する事	
	税務班 ◎税務課長 税務課職員(市民 税係を除く。)	1 被災者の救出、救助に関する事 2 各部、各班の応援に関する事		税務班 ◎税務課長 税務課職員	1 被災者の救出、救助に関する事 2 各部、各班の応援に関する事	
	会計班 ◎会計課長 会計課職員	1 義援金の出納及び保管に関する事		会計班 ◎会計課長 会計課職員	1 義援金の出納及び保管に関する事	
	応急物資支援班 ◎ <u>検査課長</u> 税務課職員(市民 税係) <u>検査課職員</u> 地域振興課市民生 活係職員	1 義援物品の出納及び保管に関する事		応急物資支援班 ◎ <u>税務課長</u> 税務課職員 (削除) 地域振興課職員	1 義援物品の出納及び保管に関する事	
	庄川支所班 ◎地域振興課長 地域振興課振興係 職員	1 管内の災害応急対策に関する事 2 管内の災害情報の収集、伝達及び被害状況の報告に 関すること 3 管内の被災者の収容、食料の供給及び物資の配給に 関すること		庄川支所班 ◎地域振興課長 地域振興課職員	1 管内の災害応急対策に関する事 2 管内の災害情報の収集、伝達及び被害状況の報告に 関すること 3 管内の被災者の収容、食料の供給及び物資の配給に 関すること	

砺波市地域防災計画（原子力災害編）新旧対照表

旧		新		備考		
福祉市民部 福祉市民部 長	災害救助・ボランティア支援班 ◎社会福祉課長 社会福祉課職員 高齢介護課職員 地域包括支援センター職員	1 災害救助活動の総括に関する事 2 要配慮者に係るとりまとめに関する事 3 被災高齢者の援護に関する事 4 高齢者福祉施設等の原子力災害対策に関する事 5 被災障がい者の援護に関する事 6 障害福祉施設の原子力災害対策に関する事 7 災害時におけるボランティア活動に関する事 8 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事	福祉市民部 福祉市民部 長	災害救助・ボランティア支援班 ◎社会福祉課長 社会福祉課職員 高齢介護課職員 地域包括支援センター職員	1 災害救助活動の総括に関する事 2 要配慮者に係るとりまとめに関する事 3 被災高齢者の援護に関する事 4 高齢者福祉施設等の原子力災害対策に関する事 5 被災障がい者の援護に関する事 6 障害福祉施設の原子力災害対策に関する事 7 災害時におけるボランティア活動に関する事 8 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事	
	保健班 ◎健康センター所長 健康センター職員 関係出先機関職員	1 被災者の健康管理に関する事 2 スクリーニング体制に関する事 3 安定ヨウ素剤に関する事 4 被ばくに係る長期の健康調査に関する事	福祉市民部 福祉市民部 長	保健班 ◎健康センター所長 健康センター職員 <u>(削除)</u>	1 被災者の健康管理に関する事 2 スクリーニング体制に関する事 3 安定ヨウ素剤に関する事 4 被ばくに係る長期の健康調査に関する事	
	市民班 ◎市民課長 市民課職員	1 被災者の総合相談に関する事	福祉市民部 福祉市民部 長	市民班 ◎市民課長 市民課職員	1 被災者の総合相談に関する事	
	生活環境班 ◎生活環境課長 生活環境課職員	1 生活環境対策の総括に関する事 2 災害時の廃棄物の処理対策に関する事 3 放射性物質の付着した廃棄物（廃棄物処理法の対象となる廃棄物に限る。）の処分に関する事 4 スクリーニング体制に関する事 5 飲食物の摂取制限の指示に関する事	福祉市民部 福祉市民部 長	生活環境班 ◎生活環境課長 生活環境課職員	1 生活環境対策の総括に関する事 2 災害時の廃棄物の処理対策に関する事 3 放射性物質の付着した廃棄物（廃棄物処理法の対象となる廃棄物に限る。）の処分に関する事 4 スクリーニング体制に関する事 5 飲食物の摂取制限の指示に関する事	
商工農林部 商工農林部 長	商工班 ◎商工観光課長 商工観光課職員 関係法人派遣職員	1 観光客の原子力災害応急対策に関する事 2 商工業製品等の風評被害対策に関する事 3 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事	商工農林部 商工農林部 長	商工班 ◎商工観光課長 商工観光課職員 <u>(削除)</u>	1 観光客の原子力災害応急対策に関する事 2 商工業製品等の風評被害対策に関する事 3 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事	
	農林班 ◎農業振興課長 農業振興課職員 農地林務課職員 農業委員会職員 関係法人派遣職員	1 農林水産関係の災害対策の総括に関する事 2 飲食物の摂取制限の指示に関する事 3 農林水産物の出荷制限等に関する事 4 農林水産物の風評被害対策に関する事 5 家畜、畜産物及び飼料の出荷制限等に関する事 6 家畜、畜産物及び飼料の風評被害対策に関する事 7 家畜の避難・処分等に関する事 8 農地、森林等の放射性物質における汚染対策（除染）に関する事 9 災害時の応急食料（農産物）の調達についての協力に関する事 10 漁業協同組合等の関係機関との連絡調整に関する事	商工農林部 商工農林部 長	農林班 ◎農業振興課長 農業振興課職員 農地林務課職員 農業委員会職員 <u>(削除)</u>	1 農林水産関係の災害対策の総括に関する事 2 飲食物の摂取制限の指示に関する事 3 農林水産物の出荷制限等に関する事 4 農林水産物の風評被害対策に関する事 5 家畜、畜産物及び飼料の出荷制限等に関する事 6 家畜、畜産物及び飼料の風評被害対策に関する事 7 家畜の避難・処分等に関する事 8 農地、森林等の放射性物質における汚染対策（除染）に関する事 9 災害時の応急食料（農産物）の調達についての協力に関する事 10 漁業協同組合等の関係機関との連絡調整に関する事	
建設水道部 建設水道部 長	土木班 ◎土木課長 土木課職員	1 道路交通（緊急輸送道路、避難経路及び輸送経路等）の確保に関する事 2 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事	建設水道部 建設水道部 長	土木班 ◎土木課長 土木課職員	1 道路交通（緊急輸送道路、避難経路及び輸送経路等）の確保に関する事 2 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事	
	住宅公園班 ◎都市整備課長 都市整備課職員	1 避難所の開設及び運営に関する事	建設水道部 建設水道部 長	住宅公園班 ◎都市整備課長 都市整備課職員	1 避難所の開設及び運営に関する事	
	上下水道班 ◎上下水道課長 上下水道課職員	1 上水の汚染対策に関する事	建設水道部 建設水道部 長	上下水道班 ◎上下水道課長 上下水道課職員	1 上水の汚染対策に関する事	

砺波市地域防災計画（原子力災害編）新旧対照表

旧			新			備考
文教部 教育長 （教育委員 会事務局 長）	学務班 ◎教育総務課長 教育総務課職員 施設課長 施設課職員 こども課職員 関係法人派遣職員 関係出先機関職員	1 部内職員の動員に関する事 2 教育関係施設の災害対策に関する事 3 小中学校等における児童及び生徒等の避難に関する事 4 小中学校等に避難所を開設することについての協力に関する事 5 被災児童の援護に関する事 6 保育園児の避難に関する事 7 児童福祉施設の原子力災害に関する事 8 学校給食のモニタリングに関する事 9 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事	文教部 教育長 （教育委員 会事務局 長）	学務班 ◎教育総務課長 教育総務課職員 <del>施設課長</del> 施設課職員 こども課職員 <del>関係出先機関職員</del>	1 部内職員の動員に関する事 2 教育関係施設の災害対策に関する事 3 小中学校等における児童及び生徒等の避難に関する事 4 小中学校等に避難所を開設することについての協力に関する事 5 被災児童の援護に関する事 6 保育園児の避難に関する事 7 児童福祉施設の原子力災害に関する事 8 学校給食のモニタリングに関する事 9 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事	
	社会教育班 ◎生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課職員 関係出先機関職員	1 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事		社会教育班 ◎生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課職員 <del>関係出先機関職員</del>	1 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事	
医療部 総合病院事務局長	救護班 ◎総合病院総務課長 総合病院職員	1 緊急被ばく医療体制に関する事 2 医療機関との連絡調整に関する事 3 安定ヨウ素剤に関する事 4 部内の被害報告の取りまとめ及び連携調整に関する事	医療部 総合病院事務局長	医療班 ◎総合病院総務課長 総合病院職員	1 緊急被ばく医療体制に関する事 2 医療機関との連絡調整に関する事 3 安定ヨウ素剤に関する事 4 部内の被害報告の取りまとめ及び連携調整に関する事	
消防部 砺波地域消防組合消防長	消防総務班 ◎消防本部総務課長 消防本部総務課職員	1 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事	消防部 砺波地域消防組合消防長	消防総務班 ◎消防本部総務課長 消防本部総務課職員	1 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事	
	予防班 ◎消防本部予防課長 消防本部予防課職員	1 避難誘導に関する事		予防班 ◎消防本部予防課長 消防本部予防課職員	1 避難誘導に関する事	
	警防班・通信班 ◎消防本部警防課長 消防本部警防課職員			警防班・通信班 ◎消防本部警防課長 消防本部警防課職員		
	消防署班 ◎砺波消防署長 砺波消防署員 庄東出張所員			消防署班 ◎砺波消防署長 砺波消防署員 庄東出張所員		
	消防団班 ◎砺波市消防団長 砺波市消防団員			消防団班 ◎砺波市消防団長 砺波市消防団員		

砺波市地域防災計画（原子力災害編）新旧対照表

旧	新	備 考												
<p>(追加)</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>第3節 屋内退避、避難収容等の防護活動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市は、国から県を通じての避難等の予防的防護措置を講じるよう指示を受けた場合、住民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。</p> <p>なお、複合災害の発生等により、国との連絡が取りにくい場合などには、県及び市が独自に避難の必要性の判断を行ったうえで、市が災対法の規定に基づいて、<u>避難指示</u>を出す。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>第3～第9 (略)</p> <p>第4節～7節 (略)</p> <p>第4章 (略)</p>	<p><b>3 意思決定の基準</b></p> <p><u>(1) 市における災害対策に係る意思決定は、災害対策基本法に基づき市長（災害対策本部長）が行う。</u></p> <p><u>(2) 市長（災害対策本部長）が意思決定できない場合（出張等により即座に連絡が取れない場合を含む。）の職務の代理者は次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">順 位</th> <th style="text-align: center;">職 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第1順位</td> <td style="text-align: center;">副 市 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2順位</td> <td style="text-align: center;">企画総務部長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3順位</td> <td style="text-align: center;">建設水道部長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第4順位</td> <td style="text-align: center;">福祉市民部長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5順位</td> <td style="text-align: center;">商工農林部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2～第4 (略)</p> <p>第3節 屋内退避、避難収容等の防護活動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市は、国から県を通じての避難等の予防的防護措置を講じるよう指示を受けた場合、住民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示<u>（緊急）</u>の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。</p> <p>なお、複合災害の発生等により、国との連絡が取りにくい場合などには、県及び市が独自に避難の必要性の判断を行ったうえで、市が災対法の規定に基づいて、<u>避難指示（緊急）</u>を出す。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>第3～第9 (略)</p> <p>第4節～7節 (略)</p> <p>第4章 (略)</p>	順 位	職 名	第1順位	副 市 長	第2順位	企画総務部長	第3順位	建設水道部長	第4順位	福祉市民部長	第5順位	商工農林部長	<p>業務継続計画策定に伴う追加</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う変更</p>
順 位	職 名													
第1順位	副 市 長													
第2順位	企画総務部長													
第3順位	建設水道部長													
第4順位	福祉市民部長													
第5順位	商工農林部長													